

令和4年11月14日

## 「日韓木材製品マッチング商談会」の参加者募集について

一般社団法人日本木材輸出振興協会

事務局長 吉野 示右

本事業は、農林水産省による品目団体輸出力強化緊急支援事業の一環として、輸出に取り組む事業者等による海外販路の開拓や販売促進の取組を支援することを目的に、韓国バイヤーを東京に招聘し、「日韓木材製品マッチング商談会」を開催することとしています。参加を希望される方は、別添の「日韓木材製品マッチング商談会」参加者応募実施要領」を熟読のうえ、別紙1の「商談参加申込書」に記載のうえ、実施要領の5に記載した提出期限までにご応募下さい。

別 添：「日韓木材製品マッチング商談会」参加者応募実施要領

別紙1：[商談参加申込書](#) 

別紙2：商談参加韓国側企業の概要

「日韓木材製品マッチング商談会」参加者応募実施要領

一般社団法人日本木材輸出振興協会  
事務局長 吉野 示右

### 1. 実施目的

本事業は、農林水産省による品目団体輸出力強化緊急支援事業の一環として、輸出に取り組む事業者等による海外販路の開拓や販売促進の取組を支援することを目的に、韓国バイヤーを東京に招聘し、「日韓木材製品マッチング商談会」を開催することとしています。

### 2. 開催詳細

- ・日時：令和4年12月15日（木）  
商談時間割の詳細は追って連絡致します。
- ・会場：アルカディア市ヶ谷 私学会館  
東京都千代田区九段北4-2-25
- ・商談主要対象品目：スギ・ヒノキ等国産材家具・建具・内装用製材品等木材製品
- ・参加費用：商談参加費は無料です。

### 3. 実施方法

- ① 当協会は、商談参加企業の概要、商談希望などの情報を総括した「商談情報シート」を作成し、双方の企業に提供します。
- ② 当協会は、商談に参加する日本側企業、韓国側企業の双方の要望等を踏まえ、バイヤー・サプライヤー双方をマッチングする商談を組み合わせし、商談活動実施行程、商談当日時間割とともに双方の企業に連絡します。
- ③ 商談会当日、商談開始時間10分前までに直接会場に集合してください。
- ④ 商談アンケート調査にご協力をいただきます。
- ⑤ 商談後、商談結果を踏まえ、双方の要望に応じた情報の提供や助言を行います。

#### 4. 参加者募集定員数

商談会の参加者募集定員数は5～8社程度としています。なお、韓国側参加企業の概要は別紙2参照

#### 5. 応募申請

##### (1) 応募資格

応募者は、以下の応募要件を満たすことが条件となります。

- ① スギ、ヒノキ等国産材を使用した製品を製造あるいは販売等を行っており、かつ輸出意欲のある事業者等であること
- ② 商談会の該当対象としてふさわしい製品であること
- ③ 当協会が求める商談のための書類（3. の実施方法に必要な資料を記したもの）の提出、商談結果の報告、商談アンケート調査（聞き取り調査を含む）に応じること

##### (2) 応募の提出書類

商談参加希望者は、別紙1の「商談参加申込書」にご記入のうえ、電子メール等により下記期日までに当協会にご提出下さい。

なお、応募者が募集定員数を大幅に上回る場合は、締切日前でも募集を締め切る場合がありますのでご了承下さい。

**商談参加申込書の提出期限：令和4年 11月 25日（金） 17時**

#### 6. 商談参加者の選定等

商談参加者の選定は、応募申請の内容を踏まえ、以下の審査事項に基づき公正に審査し、事業の主管機関と協議した上で決定します。決定後には、各応募者に通知します。

（審査事項）

- ① 国産材製品の輸出促進に資するか。
- ② 商談成果が見込まれるか。

#### 7. その他

##### (1) 本要領に定めのない事項等の扱い

本応募要領に記載されていない事項が発生した場合には、当協会はその対応を定めることが出来るものとします。

##### (2) 商談会中止の場合

当協会は、次の場合、商談会の開催を取りやめ、又は、変更することが出来るものとします。この場合、商談参加者の損害及び不利益等について、当協会は一切その責任を負わないものとします。

- ① 戦争、政情不安、天災、伝染病など、不可抗力により、商談会が開催中止等と

なった場合

- ② その他やむを得ない事由により、当協会として商談会の開催が不適當もしくは不可能となった場合

(3) 商談参加の取り消し等

商談参加者の確定後、商談参加者の都合で参加の取り消しがある場合、書面をもって事務局に届出を行い、その承認を得るものとします。ただし、商談参加者の確定後10日以内に限りです。

当協会は、商談参加者が、本要領に遵守することができない場合には、商談参加の決定を解除することができるものとします。これによって生ずる損害について、当協会は賠償請求できるものとします。

8. 応募・照会窓口

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル  
一般社団法人日本木材輸出振興協会  
電話番号 (03)5844-6275 FAX 番号 (03)3816-5062  
担当者： 瓦谷、吉村  
E-mail： jwe@j-wood.org

1. HANDAUM CONSTRUCTION CO., LTD (コード: K1)

代表者: KONG, KANG MIN

所在地: 304-1, Jungdae-ro, Songpa-gu, Seoul, KOREA

業 務: プレカット住宅の設計、施工会社

設立年月: 2016年 6月 23日

商談希望: 日本のプレカット専門企業との商談を希望

URL: <https://handaum.co.kr/>

2. YOUNGLIM TIMBER CO., LTD. (コード: K2)

代表者: LEE, KYUNG HWAN, LEE, SEUNG HWAN

所在地: 63 Nonhyungojanro, Namdonggu, Incheon, Korea

業 務: 建築内外装材・ウッドスラブ家具、タイニーハウスを販売

設立年月: 1969年 10月 15日

商談希望: ヒノキ・スギの板材, 構造材含めて建築資材の業者と商談を希望

URL: [www.younglim.com](http://www.younglim.com)

3. NS HOME (コード: K3)

代表者: PARK, CHAN GYU

所在地: 5, Opo-ro 456beon-gil, Gwangju-si, Gyeonggi-do, KOREA

業 務: 木造住宅資材の流通

設立年月: 1981年 3月 1日

商談希望: 木製サイディング、内装材を希望

URL: [Nshome.net](http://Nshome.net)

4. DREAMY CARPENTER (コード: K4)

代表者: SO, TAE-WOONG

所在地: 22-2, Jungang-ro 95beon-gil, Nam-gu, Gwangju, KOREA

業 務: 枠組壁工法と軸組工法を設計・施工する木造建築施工会社

設立年月: 2009年 9月 9日

商談希望: 日本式木造(軸組構造)を韓国内へ供給してくれる会社と商談希望

URL: [www.woodenhouse.kr](http://www.woodenhouse.kr)

(文責: 日本木材輸出振興協会)